

# いじめ防止基本方針

さぬき市立造田小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。しかし、いじめほどの学校でも、どの児童にも起こりうることでありとらえ、本校では、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を組織的に取り組む。

## 第1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。  
（「いじめ防止対策推進法」より）

## 第2 いじめ防止等に向けた基本的な方針

### 1 いじめの未然防止

児童が安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍することができるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努める。また、全校児童が、いじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。

### 2 いじめの早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的・定期的な情報交換により、情報を共有する。

### 3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て対応する。

### 4 教職員の指導力の向上

全ての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行う。

### 5 児童生徒・保護者・関係機関等への説明

策定した基本方針については、学校のホームページへの掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ方針の内容を確認できるようにする。またその内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関に説明する。

### 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかにさぬき市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努める。

## 第3 いじめ防止等のための組織

### 1 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

※ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも参加する。

### 2 職員会での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 第4 本校におけるいじめ防止等のための取組（※年間指導計画は別表）

### 1 いじめの未然防止

（1）道徳教育及び体験活動の充実

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動を推進する。

(2) 学級経営の充実

必要に応じてソーシャルスキルトレーニングを実施したり、QU 検査結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

(3) 縦割り班活動の実施

縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(4) 傍観者を生まない集団づくり

「人権集会」「なかよし集会」等をとらえて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むように指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。

(5) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について、保護者への啓発を行う。

(6) 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、PTA や地域の人と連携しながら、いじめ防止の取組を推進する。

2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察

全ての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努める。

(2) 客観的なデータを基にした分析

QU 検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。

(3) 教育相談・アンケートの実施

児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、日記や定期的な教育相談の案内等を通して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。また、各学期 1 回、いじめについてのアンケート調査を実施し、いじめを見逃さない意識を高める。さらに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止めるために、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラーや心の教室相談員等の専門家や教職員による教育相談を実施する。

3 いじめに対する措置

(1) いじめを認知した時の対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ いじめを認知した教職員は、一人で抱え込まず、管理職を中心に情報を共有する。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認する。
- ・ 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちにさぬき市教育委員会及び警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめられた児童またはその保護者への支援

- ・ いじめられた児童を守るというスタンスを示しながら、被害児童から事実関係の聞き取りを行う。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーの協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聞き取りを行う。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応する。

- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行う。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対応する。

#### (4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導する。
- ・ すべての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

#### 4 いじめの解消

いじめが解消している状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（3ヶ月を目安）」「②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」少なくとも2つの要因が満たされていること。再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

#### 第5 学校評価での取り扱い

年に2回学校自己評価を行い、改善策を講じる。学校評議員や学校関係者評価委員会に自己評価結果を公開し、いじめの現状の説明や対応策について意見をいただく。それに基づき、保護者にもその様子を公開する。（文章で）

#### 第6 重大事態への対処

##### 1 重大事態の定義

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
（「いじめ防止対策推進法」より）

##### 2 報告及び調査

- ・ 重大事態が発生した旨を、さぬき市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ さぬき市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「造田小学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

#### 第7 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図る。

「かがやく笑顔をとりもどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力向上を図る。

#### 第8 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

※ 補足 平成26年2月に策定した。平成30年4月見直しを行った。